| 確　認　事　項 | チ　ェ　ッ　ク　ポ　イ　ン　ト | 根　拠　法　令  （県条例・規則等） | 確認書類等(参考) | 点検結果 | 参考　　　　　　（ 省 令 等 ） |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | (1) 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して重度障害者等包括支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に重度障害者等包括支援を提供しているか。 | 条例第4条第1項 | ・概況説明  ・定款、寄付行為等  ・運営規程  ・パンフレット等 | 適・否 | 省令第3条第1項 |
| (2) 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った重度障害者等包括支援の提供に努めているか。 | 条例第4条第2項 | 虐待防止のための委員会、防止ツール（マニュアル、チェックリスト等） | 適・否 | 省令第3条第2項 |
| (3) 利用者の利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、管理者及び従業者に対する研修の実施等の措置を講じているか。 | 条例第4条第3項 |  | 適・否 | 省令第3条第3項 |
| (4) 常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | 条例第92条 |  | 適・否 | 省令第126条 |
| 第２　人員に関する基準  １　従業者の員数 | 指定を受けている事業者又は障害者支援施設の基準を満たしているか。 | 条例第93条第1項 | ・職員勤務表  ・重度障害者等包括支援記録  ・常勤、非常勤職員員数が分かる職員名簿  ・研修了証明書  ・職員履歴書  ・登録証（写し） | 適・否 | 省令第127条第1項 |
| ２　サービス提供責任者 | (1) 事業所ごとに、サービス提供責任者を１以上置いているか。 | 条例第93条第2項  規則第68条第1項 | 適・否 | 省令第127条第2項 |
| (2) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として、次のいずれにも該当する者か。  　①　相談支援専門員  　②　重度障害者等包括支援サービス費の対象となる心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排泄、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者 | 規則第68条第2項 | 適・否 | 告示第547号 |
| (3) サービス提供責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤となっているか。 | 条例第93条第3項 | 適・否 | 省令第127条第4項 |
| ３　管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。  ただし、事業所の管理上支障がない場合は、前項の管理者を当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 | 条例第94条(第7条準用) | 適・否 | 省令第128条（第6条準用） |
| 第３　設備に関する基準  設備及び備品等 | 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているほか、重度障害者等包括支援の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。 | 条例第95条(第9条第1項準用) | ・事業所の平面図  ・設備、備品台帳  ・机、椅子、電話、手指洗浄設備等  ・レンタル契約 | 適・否 | 省令第129条（第8条準用） |
| 第４　運営に関する基準  １　実施主体 | 障害福祉サービス事業者（重度障害者等包括支援事業者及び共同生活援助事業者を除く）又は障害者支援施設となっているか。 | 条例第96条 | ・運営規程  ・組織表等 | 適・否 | 省令第130条 |
| ２　事業所の体制 | (1) 利用者からの連絡に随時対応できる体制を有しているか。 | 規則第72条第1項 | ・運営規程  ・第3者への委託関係書類 | 適・否 | 省令第131条第1項 |
| (2) 自ら又は第三者に委託することにより、２以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有しているか。 | 規則第72条第2項 | ・サービス提供の記録等 | 適・否 | 省令第131条第2項 |
| (3) その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有しているか。 | 規則第72条第3項 |  | 適・否 | 省令第131条第3項 |
| ３　障害福祉サービス提供に係る基準 | (1) 重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例又は三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準を満たしているか。 | 条例第97条第1項 |  | 適・否 | 省令第132条第1項 |
| (2) 従業者に、その同居の家族である利用者に対する重度障害者等包括支援において提供するサービス（重度障害者等包括支援、重度訪問介護及び行動援護に限る）の提供を行ってはいないか。 | 条例第97条第2項 |  | 適・否 | 省令第132条第2項 |
| (3) 重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、条例に規定する基準を満たしているか。 | 条例第97条第3項 |  | 適・否 | 省令第132条第3項 |
| ４　内容及び手続の説明 | (1) 利用申込者等が重度障害者等包括支援の利用申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、重度障害者等包括支援の提供の開始について、当該利用申込者の同意を得ているか。 | 条例第101条(第10条第1項準用) | ・運営規定  ・重要事項説明書  ・利用者申込書  ・同意に関する記録 | 適・否 | 省令第136条（第9条第1項準用） |
| (2) 社会福祉法第77条の規定に基づき利用契約書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 条例第101条(第10条第2項準用) |  | 適・否 | 省令第136条（第9条第2項準用） |
| ５　契約支給量の報告等 | (1) 重度障害者等包括支援を提供するときは、当該重度障害者等包括支援の内容、契約支給量、その他必要な事項（受給者証記載事項）を利用者等者の受給者証に記載しているか。 | 規則第73条(第10条第1項準用) | ・受給者証  ・契約内容報告書 | 適・否 | 省令第136条（第10条第1項準用） |
| (2) 契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えていないか。 | 規則第73条(第10条第2項準用) |  | 適・否 | 省令第136条（第10条第2項準用） |
| (3) 重度障害者等包括支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項、その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | 規則第73条(第10条第3項準用) |  | 適・否 | 省令第136条（第10条第3項準用） |
| (4) 受給者証記載事項に変更があった場は、(1)～(3)に準じて取り扱っているか。 | 規則第73条(第10条第4項準用) |  | 適・否 | 省令第136条（第10条第4項準用） |
| ６　提供拒否の禁止 | 正当な理由がなく重度障害者等包括支援の提供を拒んでいないか。  　特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 | 条例第101条(第11条準用) | ・利用申込受付簿  ・障害の程度の分かる資料 | 適・否 | 省令第136条（第11条準用） |
| ７　連絡調整に対する協力 | 重度障害者等包括支援の利用について、市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するよう努めているか。 | 規則第73条(第11条準用) | ・調整、斡旋等の記録が分かる資料 | 適・否 | 省令第136条（第12条準用） |
| ８　サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な重度障害者等包括支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 規則第73条(第12条準用) | ・サービス提供依頼書 | 適・否 | 省令第136条（第13条準用） |
| ９　受給資格の確認 | 重度障害者等包括支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 規則第73条(第13条準用) | ・受給者証（写） | 適・否 | 省令第136条（第14条準用） |
| １０　介護給付費の支給に係る援助 | (1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 規則第73条(第14条第1項準用) | ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第136条（第15条第1項準用） |
| (2) 重度障害者等包括支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 規則第73条(第14条第2項準用) | 適・否 | 省令第136条（第15条第2項準用） |
| １１　心身の状況等の把握 | 重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 規則第73条(第15条準用) | ・アセスメントシート | 適・否 | 省令第136条（第16条準用） |
| １２　障害福祉サービス事業者等との連携等 | (1) 重度障害者等包括支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 規則第73条(第16条第1項準用) | ・情報提供の記録  ・指導の記録 | 適・否 | 省令第136条（第17条第1項準用） |
| (2) 重度障害者等包括支援の提供の終了に際しては、利用者又は当該利用者の家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 規則第73条(第16条第2項準用) |  | 適・否 | 省令第136条（第17条第2項準用） |
| １３　身分を証する書類の携行 | 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは、これを提示すべき旨指導しているか。 | 規則第73条(第17条準用) |  | 適・否 | 省令第136条（第18条準用） |
| １４　サービスの提供の記録 | (1) 重度障害者等包括支援を提供した際は、当該重度障害者等包括支援の提供日、内容その他必要な事項を、重度障害者等包括支援の提供の都度、記録しているか。 | 条例第101条(第12条第1項準用) | ・サービス提供票 | 適・否 | 省令第136条（第19条第1項準用） |
| (2) (1)による記録に際しては、利用者から重度障害者等包括支援を提供したことについて確認を受けているか。 | 条例第101条(第12条第2項準用) | 適・否 | 省令第136条（第19条第2項準用） |
| １５　利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1) 重度障害者等包括支援を提供する利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 条例第101条(第13条第1項準用) | ・サービス提供票  ・領収証控  ・重要事項説明書  ・運営規定  ・同意書 | 適・否 | 省令第136条（第20条第1項準用） |
| (2) (1)により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等に説明を行い、その同意を得ているか。  ※１６の(1)～(3)に掲げる支払については、この限りではない。 | 条例第101条(第13条第2項準用) | 適・否 | 省令第136条（第20条第2準用） |
| １６　利用者負担額等の受領 | (1) 重度障害者等包括支援を提供した際は、利用者等から当該重度障害者等包括支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 条例第101条(第14条第1項準用) | ・請求書  ・領収書  ・重要事項説明書  ・同意書 | 適・否 | 省令第136条（第21条第1項準用） |
| (2) 法定代理受領を行わない重度障害者等包括支援を提供した際は、利用者等から当該重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 条例第101条(第14条第2項準用) | 適・否 | 省令第136条（第21条第2項準用） |
| (3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において重度障害者等包括支援を提供する場合に、利用者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払を受けているか。 | 条例第101条(第14条第3項準用) | 適・否 | 省令第136条（第21条第3項準用） |
| (4) (1)から(3)の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者等に対し交付しているか。 | 条例第101条(第14条第4項準用) | 適・否 | 省令第136条（第21条第4項準用） |
| (5) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得ているか。 | 条例第101条(第14条第5項準用) | 適・否 | 省令第136条（第21条第5項準用） |
| １７　介護給付費の額に係る通知等 | (1) 法定代理受領により市町村から重度障害者等包括支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者等に対し、当該利用者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 | 条例第101条(第16条第1項準用) | ・通知文書控  ・サービス提供証明書控 | 適・否 | 省令第136条（第23条第1項準用） |
| (2) 法定代理受領を行わない重度障害者等包括支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した重度障害者等包括支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付しているか。 | 条例第101条(第16条第2項準用) | 適・否 | 省令第136条（第23条第2項準用） |
| １８　基本取扱方針 | (1) サービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | 条例第98条第1項 | ・重度障害者包括支援計画書  ・サービス提供記録  ・苦情に関する記録 | 適・否 | 省令第133条第1項 |
| (2) 従業者は、重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は当該利用者の家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行なっているか。 | 条例第98条第2項 | ・評価を実施した記録  ・第三者評価 | 適・否 | 省令第133条第2項 |
| (3) 、利用者に対して提供する重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 条例第98条第3項 | 適・否 | 省令第133条第3項 |
| １９　計画等の作成 | (1) サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的な重度障害者等包括支援計画を作成しているか。 | 条例第99条第1項 | ・利用者の能力、環境等を評価した書類  ・支援計画書  ・協議の記録（サービス担当者会議録）  ・支援計画の原案  ・説明文書  ・同意に関する文書 | 適・否 | 省令第134条第1項 |
| (2) サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した場合には、利用者及び当該利用者の同居の家族にその内容を説明するとともに、当該計画を交付しているか。 | 規則第73条(第69条第2項準用) | 適・否 | 省令第134条第2項 |
| (3) サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているか。 | 規則第73条(第69条第3項準用) | 適・否 | 省令第134条第3項 |
| (4)サービス提供責任者は、サービス利用計画の変更を行う際も(1)～(2)に準じて取り扱っているか。 | 規則第73条(第69条第4項準用) | 適・否 | 省令第134条第4項 |
| ２０　管理者の責務 | (1) 管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行っているか。 | 条例第101条(第52条第1項準用) | ・組織図  ・組織規程  ・辞令  ・業務日誌 | 適・否 | 省令第136条（第66条第1項準用） |
| (2) 管理者は、従業者に「第４　運営に関する基準」に係る規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 条例第101条(第52条第2項 | 適・否 | 省令第136条（第66条第2項準用） |
| ２１　緊急時の対応 | 管理者及び従業者は、重度障害者等包括支援の提供を行っている間に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 条例第101条(第20条準用) | ・運営規定  ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第136条（第28条準用） |
| ２２　市町村への通知 | 重度障害者等包括支援を受けている利用者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | 条例第101条(第21条準用) | ・市町村に送付した通知に係る記録 | 適・否 | 省令第136条（第29条準用） |
| ２３　運営規定 | 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  　①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種、員数及び職務の内容  　③　利用定員  　④　生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額  　⑤　通常の事業の実施地域  　⑥　緊急時等における対応方法  　⑦　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　⑧　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑨　その他運営に関する重要事項 | 条例第100条  規則第70条 | ・運営規定 | 適・否 | 省令第135条 |
| ２４　勤務体制の確保 | (1) 従業者の素質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 |  | ・研修の記録 | 適・否 | 省令第136条（第33条第3項準用） |
| (2) 適切な重度障害者包括支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 |  | ・セクハラ・パワハラ等防止の方針等 | 適・否 | 省令第136条（第33条第4項準用） |
| ２５　業務継続計画の策定  （新設）  ※R6.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | (1) 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する重度障害者等包括支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 条例第101条(第24条の2第1項準用) | ・業務継続計画 | 適・否 | 省令第136条（第33条の2第1項準用） |
| (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 条例第101条(第24条の2第2項準用) | ・研修及び訓練記録 | 適・否 | 省令第136条（第33条の2第1項準用） |
| (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 条例第101条(第24条の2第3項準用) | ・計画の見直し記録 | 適・否 | 省令第136条（第33条の2第1項準用） |
| ２６　衛生管理等  （一部変更）  ※R6.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 条例第101条(第25条第1項準用) | ・健康診断記録  ・衛生マニュアル等  ・機器点検記録  ・定期消毒記録等  ・受水槽清掃記録等  ・食中毒防止等の研修記録等 | 適・否 | 省令第136条（第34条第1項準用） |
| (2) 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 条例第101条(第25条第2項準用) | 適・否 | 省令第136条（第34条第2項準用） |
| (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に定める措置を講じているか。  ①当該事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②当該事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  ③当該事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | 条例第101条(第25条第3項準用) | ・委員会の議事録等  ・感染症の発生の予防及びまん延防止のための指針等  ・研修及び訓練記録等 | 適・否 | 省令第136条（第34条第3項準用） |
| ２７　身体拘束等の禁止 | (1) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。 | 条例第101条(第25条の2第1項準用) | ・過去の対応状況がわかる書類等 | 適・否 | 省令第136条（第35条の2第1項準用） |
| (2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 条例第101条(第25条の2第2項準用) | ・家族の同意書  ・サービス提供記録  ・やむを得ない理由の記録等 | 適・否 | 省令第136条（第35条の2第2項準用） |
| (3) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  　②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  　③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | 条例第101条(第25条の2第3項準用) | ・委員会の議事録等  ・身体拘束等禁止の指針等  ・研修の記録 | 適・否 | 省令第136条（第35条の2第3項準用） |
| ２８　掲示  ） | (1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用の申込みを行った者の重度障害者等包括支援の選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 規則第73条(第21条第1項準用) | ・掲示場所確認 | 適・否 | 省令第136条（第35条第1項準用） |
| (2) ただし、(1)の事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 規則第73条(第21条第2項準用) |  |  | 省令第136条（第35条第2項準用） |
| ２９　秘密保持 | (1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしていないか。 | 条例第101条(第26条第1項準用) | ・就業時の取り決め等の記録  ・利用者（家族）の同意に関する記録 | 適・否 | 省令第136条（第36条第1項準用） |
| (2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 条例第101条(第26条第2項準用) | 適・否 | 省令第136条（第36条第2項準用） |
| (3) 他の事業者等に対して、利用者又は当該利用者の家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又は当該利用者の家族の同意を得ているか。 | 条例第101条(第26条第3項準用) | 適・否 | 省令第136条（第36条第3項準用） |
| ３０　情報の提供等 | (1) 重度障害者等包括支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 規則第73条(第22条第1項準用) | ・情報提供に関する書類  ・パンフレット等  ・ポスター、広告等 | 適・否 | 省令第136条（第37条第1項準用） |
| (2) 広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 規則第73条(第22条第2項準用) | 適・否 | 省令第136条（第37条第2項準用） |
| ３１　利益供与の禁止 | (1) 一般相談支援事業を行う者、特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその管理者若しくは従業者等に対し、利用者又は当該利用者の家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 条例第101条(第27条第1項準用) |  | 適・否 | 省令第136条（第38条第1項準用） |
| (2) 一般相談支援事業を行う者、特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその管理者若しくは従業者から、利用者又は当該利用者の家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 条例第101条(第27条第2項準用) |  | 適・否 | 省令第136条（第38条第2項準用） |
| ３２　苦情解決 | (1) 利用者又は当該利用者の家族からの重度障害者等包括支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 条例第101条(第28条第1項準用) | ・運営規定 | 適・否 | 省令第136条（第39条第1項準用） |
| (2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 条例第101条(第28条第2項準用) | ・苦情に関する記録 | 適・否 | 省令第136条（第39条第2項準用） |
| (3) 利用者に対して提供した重度障害者等包括支援に関し、法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは設備・帳簿その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めているか。 | 条例第101条(第28条第3項準用) | ・指導等に関する記録 | 適・否 | 省令第136条（第39条第3項準用） |
| (4) 利用者に対して提供した重度障害者等包括支援に関し、法第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは重度障害者等包括支援の提供記録・帳簿その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者等からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めているか。 | 条例第101条(第28条第4項準用) | 適・否 | 省令第136条（第39条第4項準用） |
| (5) 提供した重度障害者等包括支援に関し、法第48条1項の規定により知事又は市町長が行う報告若しくは帳簿その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは検査に応じているか。及び利用者等からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めているか。 | 条例第101条(第28条第5項準用) | 適・否 | 省令第136条（第39条第5項準用） |
| (6) 知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)～(5)の改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 条例第101条(第28条第6項準用) |  | 適・否 | 省令第136条（第39条第6項準用） |
| (7) 運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するよう努めているか。 | 条例第101条(第28条第7項準用) |  | 適・否 | 省令第136条（第39条第7項準用） |
| ３３　事故発生時の対応 | (1) 利用者に対する重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 条例第101条(第29条第1項準用) | ・連絡マニュアル  ・事故等発生状況報告書  ・業務日誌  ・再発防止のための措置に関する記録 | 適・否 | 省令第136条（第40条第1項準用） |
| (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | 条例第101条(第29条第2項準用) | 適・否 | 省令第136条（第40条第2項準用） |
| (3) 利用者に対する重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 条例第101条(第29条第3項準用) | 適・否 | 省令第136条（第40条第3項準用） |
| ３４　虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。  ①当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。  ③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 条例第101条(第29条の2準用) |  | 適・否 | 省令第136条（第40条の2準用） |
| ３５　会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、重度障害者等包括支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 規則第73条(第23条準用) | ・会計関係書類 | 適・否 | 省令第136条（第41条準用） |
| ３６　記録の整備 | (1) 管理者、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 | 条例第第101条(30条第1項準用) | ・従業者、設備、備品、会計に関する記録 | 適・否 | 省令第136条（第42条第1項準用） |
| (2) 利用者に対する重度障害者等包括支援の提供に関する諸記録を整備し、当該重度障害者等包括支援を提供した日から５年間保存しているか。  　①　重度障害者包括支援の提供の記録  　②　重度障害者包括支援計画  　③　市町村への通知に係る記録  　④　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  　⑤　苦情の内容等の記録  　⑥　事故の状況及び事故に対して採った処置についての記録 | 条例第101条(第30条第2項準用)  規則第73条(第8条準用) | 適・否 | 省令第136条（第42条第2項準用） |
| 第５　変更の届出等 | 指定に係る事業所の名称及び所在地その他、法施行規則第34条の23で定める事項に変更があったとき、又は当該重度障害者等包括支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。 |  | ・変更届  ・休止届  ・届出書類の控  ・その他適宜必要と認める資料 | 適・否  該当なし | 省令第136条（第条準用） |
| (2) 当該重度障害者等包括支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 |  | 適・否  該当なし | 省令第136条（第条準用） |

（凡　例）

条例・・・三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年三重県条例第21号）

規則・・・三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年三重県規則第66号）

省令・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

（平成18年厚生労働省令第171号）

　告示・・・指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第五百四十七号)

法・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

施行令・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 （平成18年政令第10号）

施行規則・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 （平成18年厚生労働省令第19号）

利用料指針・・・食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年厚生労働省告示545号）